

**令和5年度
役員報酬規程**

社会福祉法人 上神谷福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 上神谷福祉会(以下「当法人」という)の役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等(報酬、賞与、退職手当、通勤手当及び旅費)を支給することができる。

2. 当法人職員で役員等である者については、役員報酬等は、支給しない。

但し、理事長、業務執行理事については、支給することができる。

3. 退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給することができるものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うことができるものとする。

ただし、解任の場合には、支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による。

(1) 年間報酬額は、予算書の事業活動収入の3%以内とする。

(2) 賞与については、職員給与規定に準ずる。

(3) 退職手当については、最終報酬月額(給与月額)×在任年数×国家公務員退職手当制度に準じた支給率とする。

在任年数は1か年単位とし、端数は月割とする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

(4) 通勤手当、旅費については、職員給与規程に準ずる。ただし、法人所有自動車の貸与を受けている役員等には、通勤手当は原則として支給しないものとする。

(理事長、業務執行理事以外の役員等の報酬等の算定方法)

第4条 理事長、業務執行理事以外の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による。

(1) 報酬については、日額10,000円とする。

(2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(3) 賞与、退職手当については、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による。

- (1) 報酬については、職員給与規定による。
 - (2) 賞与については、職員に準ずる。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
2. 当該会議等に出席した報酬は、その都度支給する。
3. 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3. 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、四捨五入に処理を行う。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要が生じた場合は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。